

令和7年度第2回 新宿区リサイクル清掃審議会 議事要旨

1 日 時 令和8年3月12日(木) 午後2時～4時

2 場 所 新宿清掃事務所大会議室

3 出席者

【委員】

出席(14名)

会 長	小野田 弘 士	副 会 長	崎 田 裕 子
委 員	小 池 幸 恵	委 員	安 井 潤一郎
委 員	丸 山 勝 子	委 員	宮 崎 冴 子
委 員	山 田 和 男	委 員	田 中 孝 幸
委 員	遠 藤 友紀子	委 員	高 野 健
委 員	松 岡 滋 郎	委 員	須 貝 俊 司
委 員	依 田 治 朗	委 員	渡 邊 翠

欠席(7名)

委 員	奥 真 美	委 員	松 川 英 夫
委 員	松 永 健	委 員	唐 沢 吉 治
委 員	藤 井 練 和	委 員	石 井 やよい
委 員	西 郷 直 紀		

【新宿区】

ごみ減量リサイクル課長、新宿清掃事務所長、清掃事業担当副参事、

ごみ減量計画係長、まち美化係長、新宿清掃事務所事業係長

4 次 第

(1) 開 会

(2) 議事等

① 次期一般廃棄物処理基本計画（令和10（2028）年度～令和19（2037）年度）の策定について【資料1】

② 「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の改正案について【資料2】

(3) その他

令和8年度の区の取組及びローカルフードサイクリング（株）との覚書の締結、東京2025世界陸上に係る廃食用油回収キャンペーンの実績報告等について報告した。

(4) 閉 会

5 議事内容

上記議事について区から説明し、質疑応答を行った。各委員からの質問や意見、区の回答の要旨については以下のとおり。

① 次期一般廃棄物処理基本計画（令和10（2028）年度～令和19（2037）年度）の策定について

○ごみ減量リサイクル課長

資料1-1の3の(2)の①の質問に回答する。ごみの総排出量に資源の集団回収と事業系ごみは含まれるのかという質問について、目標のごみの総排出量はあくまでもごみであり、資源は含めていない。ただ、後段にある事業計画は総排出量に事業系ごみも含まれる。

○松岡委員

資料1-5の区民1人1日当たりのごみの量は、令和2年度から令和6年度まで1人当たりのごみ量は減っているが、6年度集計値ではごみの総排出量は増えているのはなぜか。

○ごみ減量リサイクル課長

区が収集する家庭ごみは着実に減らしているが、事業者のごみが増えているため、総排出量が増えている。コロナ禍で事業者の活動が一旦停滞していたが、事業活動の再開に伴い、ごみの排出量増に繋がっていると推測する。

○須貝委員

資料1-5のごみの総排出量について、令和6年度の数値を知りたい。

○新宿清掃事務所長

令和6年度は13万2,999トンである。

○松岡委員

資料1-5の食品ロスの削減の推進について、食品ロス削減協力店登録店舗数伸びがあまり良くない。また、フードドライブの受入食品の賞味期限のルールを緩和できないか。施設の隅などに食品を置いて自由に持って行けるようにしてはどうか。

○ごみ減量リサイクル課長

フードドライブ利用者の多くは、お歳暮等で貰ったものをこの先も食べる予定が無いということで提供している。賞味期限のルールについては、食品を活用する団体の調整期間等の理由から難しい。フードシェアリングサービス「TABETE」等の取組もあるので、併せて活用してもらえよう周知していく。

○小野田会長

民主導のできる部分と、区が関与してできる部分がある。食品ロス削減協力店の登録数は、区の現行のできる範囲という見方をしている。事業者の中で取組を進めているところもあり、総体で取り組んでいくべきである。場所の提供等については、ぜひ地域で進めていただけるとありがたい。

②「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の改正案について

○崎田副会長

2点質問がある。1点目は、他区などで、コンビニ等にごみ箱設置を義務づける方向の議論もあるが、ごみ箱設置の検討状況について知りたい。2点目は、テイクアウトによる食べ歩きについて、プラスチック削減の観点から、紙製カトラリー等の使用義務付けなどの議論はどのような状況か。

○ごみ減量リサイクル課長

1点目のごみ箱設置については、区では、過去に新宿駅と高田馬場駅周辺に約300基のごみ箱を置いたが、悪臭やごみ箱がごみで溢れる、他からごみが持ち込まれることがあり、地域の意見により撤去することになった。ごみの処分は排出者責任であり、どのように地域や事業者と協力できるか話し合っていきたい。置くのは簡単だが置いた後の管理に課題があり、監視の目も必要であるため、他区などのごみ箱設置についても今後の動向を注視していく。2点目は、テイクアウト店のカトラリー類等について、大久保地域の取組では、テイクアウト店に対して、特別出張所と連携してごみ箱の設置を働きかけ、苦情が減ってきている。京都市では、アイス

クリーム店のスプーンを食べられるスナックにしたり、個々の商店街がごみの持ち帰りの周知を強化している事例もあるので参考にしたい。1点目、2点目に共通して都でオーバーツーリズム対策の検討が進められているため、その動向を注視しながら協議していきたい。

○山田委員

住宅街の集積所に通りがかりの人がごみを捨てることへの対応について教えてほしい。

○新宿清掃事務所長

通りがかりの人が集積所にごみを捨てる行為は、ポイ捨ての一種とも考えられる。集積所の袋に入っていないごみは、ポイ捨てか不適正排出に区分できると思う。ポイ捨てと思われるごみについてもその場に残すわけにはいかないため、やむを得ず収集している。本来捨てるべきでないものが散見される集積所については、近隣の方々にビラ配布等により適正な排出をお願いしている。観光客に対してもポイ捨てについての周知、啓発が必要である。

○松岡委員

資料2の4ページの条文内容について、罰則規定というか「勧告、命令及び公表」が出ている。第14条では、「美化推進重点地区内において、第7条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する」となっている。第7条の規定の「空き缶をポイ捨てして2万円の罰金」とは具体的にどういう手順か。

○ごみ減量リサイクル課長

この罰則の罰金は刑事罰であり、区に取り立てる権限はなく、手順としては警察が間に入る一般的な罰金の手続になる。普段の対応は発見した際の指導や注意が中心であるが、悪質なケースについては警察関係者と連携した対応も検討する。

○遠藤委員

条例名について、「空き缶等の散乱及び路上喫煙」とあるが、容器や犬のふんなどを含めた条例改正であれば、まちの美化を一層推進するような名前の方が伝わりやすいのではないかと。また、周知の工夫も必要である。特に犬のふんは、美化重点地区よりも、住宅地の方が被害は多いのではないかと。今後は区内全体、住宅地も含めて、この条例をどう展開していくのか。

○ごみ減量リサイクル課長

まず、条例名について、最初の「及び」の前の「空き缶等の散乱」が、ポイ捨てや美化全体のことを指している。この条例は平成9年から施行され、後段の「路上喫煙」は、健康増進法の影響や受動喫煙対策の観点により後から付け加えた。分かりやすい名称については、今後も検討する。2点目の重点地区については、区が一方向的に指定しているものではなく、新宿駅・

高田馬場駅周辺などで、条例制定時に地域住民や事業者が会議体を立ち上げ、主体的に清掃活動等の取組を実施することを受けて、区としても重点地区として支援することとなった。そのため、今後の広げ方は、地域の機運を見ながら検討する。住宅街における路上喫煙、犬のふん等については、周知・啓発やパトロールによる対策等を今後も検討していく。

○高野委員

条例の中で「区民等」という言葉があるが、「区内に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者」となっている。この「通過する者」という意味が少し曖昧なので表現を検討してほしい。

○ごみ減量リサイクル課長

ここで言う「区民等」とは、住民登録している方だけでなく、通学、通勤、レジャー等で訪れる方も含めて指している。区域内の公共空間についてポイ捨ても路上喫煙も行われないうように、条例で「区民等」を広く定義している。分かりやすい周知に努めたい。

○小池委員

シンガポールでは、ごみが1つ落ちているだけでも罰金のルールが厳しいが、観光客への周知が進んでいるので守られている。罰金制度に関する周知が進めば、ポイ捨てが減るのではないか。

○ごみ減量リサイクル課長

シンガポールでは、それだけ対策に費用をかけていると考えられる。区としてパトロール員の配置や、警察に代わって過料を徴収するなどの体制を整えるためには、コストとのバランスを検討する必要がある。また、路上喫煙に対して過料を取る自治体もあるが、過料の検挙件数は減っていないと聞いている。そうした経緯も踏まえ、罰則ありきではなく、来街者等に対する分かりやすい周知・啓発に最も力を入れていきたい。

○丸山委員

近所の商店街にドーナツ屋ができたが、たくさんのドーナツが入った透明なビニール袋がごみ置場に置いてあるのを見かけた。食品ロス削減や事業系ごみの捨て方について区でも対応を考えてほしい。

○ごみ減量リサイクル課長

衛生面の課題などもあるので、個別に対応していきたい。

○崎田副会長

3R推進協議会でも今年度のテーマを食品ロス削減として、事業者の食品ロス削減や食品リ

サイクルについて議論を進めてきた。TABETEのようなアプリの周知をより広げたい。今後、一般廃棄物処理計画策定の検討にあたって、食品ロス削減は重要なテーマとなる。

◎その他報告事項

- ・令和8年度 区の取組について

○崎田副会長

資料3のごみ分別アプリについて外国の方がこれを使ってシステムを理解してもらうのが、非常に大事と思うが、例えば区役所の転入届の受付で必ずこの情報をお渡しするのはどうか。

○清掃事業担当副参事

区の関係窓口にチラシやパンフレット等様々な媒体を置いており、その中でアプリのQRコードを載せて広く周知している。外国人の方も含めて周知を強化していきたい。

- ・ローカルフードサイクリング（株）との「LFCコンポストの普及による食品ロス削減の推進に関する覚書」の締結について

○崎田副会長

資料4のLFCコンポストの普及による食品ロス削減の推進に係る覚書締結について、10年ほど前から段ボールコンポストを普及していた市民団体が開発したのがこのバッグ型コンポストである。家庭系の生ごみを減らす仕組みづくりは重要であり、広く周知してほしい。

○渡邊委員

生ごみの堆肥化について、新宿区では堆肥の活用先に課題がある。家庭ごみを有料化した場合は生ごみの分別収集を行い、堆肥化やバイオガス化などをしてはどうか。また、街路樹の根元へのポイ捨てに対して周知啓発が必要である。

- ・その他

○渡邊委員

2点、要望がある。1点は、事業系ごみと家庭系ごみについて、別々に計上するなど実情が分かるようなデータを基に計画を立ててほしい。もう一点は、若者や学生の力をもっと活用してほしい。

○ごみ減量リサイクル課長

事業系、家庭ごみの量はそれぞれ計上しているので、今後も報告する。若者や学生については、今まさに環境分野全体で若者会議を設定して話し合いを進めているので、また結果報告する。

○須貝委員

次期計画策定にあたり、事業系ごみ対策が最大の課題であり、施策踏襲型ではなくさらに抜本的な施策を新宿区として展開してほしい。例えば事業者への生ごみ処理装置の新規助成制度や、事業者へ立入検査件数の拡大等が挙げられる。

○崎田副会長

清掃工場の建替えや最終処分場等の課題がある中で、より一層ごみ減量の重要性が高まっている。ごみを減量し、リサイクルするための仕組みづくりや抜本的な対策を本格的に議論する必要がある。大きな転換期に今回、意見交換ができてよかった。

○小野田会長

大きく3点あり、1点目はごみ箱の置き方については、大久保などでの経験の積極的な発信が必要である。ごみ箱の設置自体が減っており、他区ではごみ箱の設置が解決にならないという前提で動いているところもある。一方で、大学のキャンパス、ショッピングモールなどごみ箱をなくせないところもある。ごみ袋の配布という選択肢もあるが、実証がまだ進んでいない。2点目は、情報システムを活用したスタートアップなどとの、民間連携によるアプローチが重要である。3点目は、地域の不法投棄に対する監視体制の強化について、市民の目とテクノロジーを活用することを検討してはどうか。市民がポイ捨てごみなどの写真を撮ってを報告できるシステムなどもあるので、デジタル時代だからこそ市民が上手に関わりながら機能する仕組みづくりができると良い。新宿区だからできるスキームを、次のステップで考えていかなければならない。